

## 不起訴処分について

弊社が「組織犯罪処罰法」で書類送検された件について、令和6年1月29日付で不起訴処分となりました。

今回の件に関しましては、お客様をはじめとする関係者各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、あらためてお詫び申し上げます。

弊社が皆様からの多くのご支援により運営できていることを忘れることなく、ガバナンス及びコンプライアンスの一層の強化を図り、このような嫌疑が二度とかからぬよう取り組んでまいります。

令和6年2月8日  
株式会社マルテ小林商店  
代表取締役 小林 正典